

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

176

提案区分

A 権限移譲

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に係る申請者の所得区分の確認事務を市町村の事務として法令に規定

提案団体

秋田県、岩手県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に関する事務のうち、申請者の所得区分の審査について、申請の受付を行う市町村が行えるよう、県から市町村に権限を移譲する。

具体的な支障事例

(支障事例発生の経緯)

これまで自立支援医療の支給認定のうち、申請者等の所得区分の確認事務については、厚生労働省通知に基づいて、申請の受付を行う市町村が確認した上、県に進達している。

今般の番号法施行により、市町村は法令上単に経由事務を行う者であって、法令の規定により事務の全部又は一部を行うもの及び個人番号利用事務実施者に該当しないことから、事務の実態に関わらず、当該事務を実施することができないものとされ、下記のような支障が生ずる。

(具体的支障内容)

①県において「所得区分の確認」を行うためには、新たな人員配置が必要となるほか、市町村で所得の確認事務を行うよりも、より多くの時間を要することとなり、受給者証の発行が遅れるなど住民サービスの低下を招くおそれがある。

②引き続き、「所得区分の確認」を市町村において実施するためには、事務処理特例条例により権限を都道府県から市町村に移譲することが必要であるが、市町村との協議・同意が必要であり、仮に同意が得られない市町村が発生した場合、一部市町村の確認事務を県が行うことになる。

従前から全県一律の手続として、申請を受ける窓口たる市町村で一定の内容確認をした上で、申請書を進達する取扱いをしてきたが、これをマイナンバー制度に対応させるのであれば、市町村の事務であることを法令上規定(権限を法定移譲)すべきであり、同一の事務であるのに市町村によって手続(と住民サービス)が異なることになる特例条例での処理によるべきとの考え方は適当とは思われない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

①所得区分の確認を市町村の事務として法令に規定することで、市町村は番号法施行後も、法定の事務実施者として保有情報に基づく迅速な確認事務が可能となる。これは、業務の実態に沿うものである上、県が事務を行う場合に比べて合理的で、住民サービスの低下につながらないものである。

②また、特例条例とは異なり、全県一律の手続となるため、住民サービスに差が生じない。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第1項(支給認定等)、障害者総合支援法施行規則第35条第3項(市町村を經由)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7項(特定個人情報の提供の制限)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、埼玉県、神奈川県、新潟県、静岡県、豊橋市、滋賀県、倉吉市、宇美町、長崎県、宮崎市、鹿児島県、沖縄県

○提案県の意見に賛同する。

現在、市町に対し事務処理特例条例による権限移譲を受けるかどうか、意向確認を行っているところであるが、複数の市町から、同意を得られていない状況である(最終意向確認は8月末を予定している)。

最終意向確認において、全市町の意向が同意と不同意と分かれた場合の対応として、

①全市町分を県で処理する

②同意をとれていない市町分のみ県で処理する

のいずれが適当であるか、検討を行う必要があるが、①②ともに、県における事務量にみあった人員配置が課題であると共に、②とすることについて、一部の市町から、同一事務の取り扱いが市町によって異なることは適当ではないとの意見も上がっている。

○「所得区分の確認」事務については、これまでと同様申請窓口である市町村で行うことが必要である。このため、事務処理特例条例により市町村に移譲することとしたが、移譲を受けた市町村は33/62市町村にとどまっている。

県内で統一した取り扱いをするために、引き続き事務処理特例条例による市町村への移譲を進めていくが、業務の実態に合わせ、全県で統一したサービスを速やかに実施するためには、法令上、市町村事務として規定することが必要である。

○自立支援医療の件数が増加しており、現時点で全体的に支給認定事務に時間を要している状況がある。そのような状況下でマイナンバーを利用した情報照会により、所得区分の確認事務を県が行うとすると、受給者証発行までにさらなる時間を要し、申請者に不利益を被らせることとなる。

○県においても「所得区分の確認」を行う際には、従来どおり市町村で確認を行うより人員及び業務時間の増大が予想される。それにより、受給者証の発行が遅れる等住民サービスの低下を招くおそれがある。今回国より事務処理特例条例により、市町村への権限委譲を求められているが、もし仮に、一部の市町村で同意が得られないとなると、その分の確認事務は県が行うこととなり、上記のようなサービスの低下がおこる事が予想される。

提案のように、所得区分の確認を市町村事務であることを法令上規定し、全国統一的な対応とすることで住民サービスに差が生じない。

○①県で所得区分認定作業を行う場合、市町村での業務時間は短縮できるが、これまで各市町村に分担されてた業務が県に集中することになり、処理に要する時間が相当かかることが考えられる。結果、住民サービスの低下を招くこととなる。

②市町村で所得判定などが行えないとなると、窓口での必要な手続きの判断が出来ず、事務処理が大幅に遅れることになる。

③市町村の窓口に来られても、県への問い合わせをしなければ説明できないなど、市町村の窓口対応も煩雑になる。